

職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

平成27年9月3日に精神医療センターにおいて公表した「職員による患者への暴力事案」に関し、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、本日付で、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 暴力行為を行った職員に対する処分

(1) 処分対象者	精神医療センター職員(係長級、30歳代、男性)
(2) 処分の内容	停職3月
(3) 事件の概要	処分対象者は、治療上の必要から四肢・胴の身体拘束処遇を受けている患者さんに対し、朝食のために、原則として複数人で対応すべき両手拘束の一時中断を単独で行い、同時に外れていたオムツを直している時に、患者さんから突然殴られ、反射的に殴り返して全治7日間の傷害を負わせた。 また、当該暴力行為をそのまま報告せず、肘が当たり患者さんが怪我をしたとの虚偽の報告を行った。
(4) 処分理由	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反、信用失墜行為の禁止違反

2 管理監督職員に対する処分

職員の暴力行為により入院患者が負傷するという事件を発生させ、適正な業務管理や部下職員への指導監督を欠いていたことから、処分を行いました。

職名	処分の内容
院長	文書訓戒
看護部長	文書訓戒

本件についてのお問い合わせ先
病院局総務課 今井参事 直通 025-280-5241 内線 3677